

主権者教育リーフレット作成業務委託 デザイン提案競技実施要領

1 目的

都道府県、市及び町村の各議会が実施する主権者教育事業に資するため、本会が提供するイラスト等を用い、子どもたちが思わず手に取りたくなるようなデザインかつ、地方議会や地方自治について読みやすくまとめられたリーフレットの作成及び発送業務を委託する。

当該委託業者については、公募によるデザイン提案競技を行い、子どもたちの興味を惹くデザイン等を提供できる業者を選定する。

2 委託業務の内容

- (1) 契約者 全国都道府県議会議長会
- (2) 業務名 主権者教育リーフレット作成業務委託
- (3) 業務内容 主権者教育リーフレット作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり
- (4) 委託上限額 2,200,000 円（消費税及び地方消費税込）
※本事業の契約に係る上限額であり、予定価格はこの範囲で別途算定する。
※使用するイラストは基本的に本会から提供する。
- (5) 委託期間 契約日から令和7年2月28日（金）まで

3 応募資格

応募できるのは、次に掲げる項目の全てを満たす者とする。

- (1) 過去5年間に国、都道府県、市町村等との間でデザイン及び印刷業務を契約した実績を有している者
- (2) 次に掲げる個人又は団体でないこと。
 - ① 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - ③ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有する

こと及び委託者の指示に柔軟に対応できること。

4 選定方法

- (1) 公募型のデザイン提案競技とする。
- (2) 本実施要領及び仕様書に基づき、デザイン提案書等関係書類を提出すること。プレゼンテーションは行わない。
- (3) 審査は、別添1「評価基準と評価点」に基づき行う。
- (4) イラストの使用については、著作権者等と協議中のため、本会が提供するイラストと提案するデザインの親和性は審査の対象としない。

5 スケジュール

- ・実施要領掲載 令和6年8月15日(木)
- ・質問受付 令和6年8月16日(金)から8月20日(火)午後4時まで
- ・質問回答 令和6年8月21日(水)
- ・提案書受付期間 令和6年8月28日(水)から9月2日(月)午後4時まで
- ・審査・結果発表 令和6年9月初旬

6 質問事項の受付及び回答

当該デザイン提案競技に質問がある場合は、次の通り受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年8月16日(金)から8月20日(火)午後4時まで

(2) 受付方法

ア 主権者教育リーフレット作成業務委託デザイン提案競技に関する質問書(別紙様式1)に記入の上、電子メールで提出すること。

イ メールの件名は、「【事業者名】デザイン提案に関する質問」とすること。

ウ 提出先アドレスは、gijichosa@gichokai.gr.jp とする。

エ 電話及び訪問による質問は受け付けないので注意すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問事業者名を伏せて令和6年8月21日(水)にホームページ上に掲載する。

7 デザイン提案書の提出について

(1) デザイン提案書の取扱い

ア デザイン提案書は、複数案提出可能とする。

イ 提出された応募書類は返却しない。

ウ 参加申請に係る全ての費用は、参加者の負担とする。

(2) デザイン提案競技のテーマ

下記のア、イそれぞれについて、対象者が思わず手に取りたくなるようなデザインかつ、地方議会や地方自治について読みやすくまとめられたものを作成すること。

ア 小・中学生用：別添2「小・中学生用リーフレット」参照

イ 高校・大学生用：別添3「高校・大学生用リーフレット」参照

※別添2及び3はリーフレットのイメージであり、アレンジして使用可能とする。

(3) 提出期間

令和6年8月28日（水）から9月2日（月）午後4時まで（必着）

(4) 提出書類

ア 主権者教育リーフレット作成業務委託デザイン提案書（別紙様式2）

・法人所在地、代表者名等必要事項を記入すること。

イ リーフレットデザイン

・デザイン提案競技のテーマ及び仕様書に基づき、イラストや写真等を使用した、こどもたちの興味を惹くリーフレットを作成する。

ウ デザインの解説やコンセプト（様式自由）

・デザインの解説やコンセプトを記載すること。

エ 見積書（様式自由）

・積算内訳として、「デザイン代・データ作成代」、「イラスト・写真等素材費用」、「リーフレット印刷」、「発送代」、の各項目を記載すること。なお、「イラスト・写真等素材費用」は、受託が決定した場合、主要イラストに関しては本会より無償で提供予定とする。

・「デザイン代・データ作成代」については著作権上、二次利用ができるものとして計上すること。

・宛先は「全国都道府県議会議長会」とすること。

・金額は、消費税及び地方消費税を明記し、それらを加えた合計金額とする。

オ 類似業務実績調書（別紙様式3）

・過去5年以内に、国、都道府県、市町村等からデザイン及び印刷業務を受託した実績を有している者であることを記載すること。

カ 法人の事業概要が分かる書類（様式自由）

・法人の事業概要が分かるもの（パンフレット等）を提出すること。

(5) 提出部数

全ての書類について3部ずつ提出すること。

(6) 提出方法

持参又は郵送（必着）

※持参の場合の受付は土日祝日を除く日の午前9時から午後4時までとする。

※郵送の場合は原則、書留によること。

8 契約先候補者の選定・審査

- (1) 全国都道府県議会議長会が設置する主権者教育リーフレット作成業務契約先候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）によりデザイン提案の内容を審査する。
- (2) 選定委員会において、デザイン提案書及びその他提出書類を提案内容、業務実施能力、見積額等を総合的に審査し、予定価格以下での提案で総合得点が最も高かったものの提案者を契約先候補者に決定する。
なお、審査基準による審査の結果、一定基準以下の場合は委託先候補者として選定しない。
- (3) 全ての提案者に対し、メール又は郵便で選考結果を通知する。

9 留意事項

- (1) デザイン提案書による提案内容については、全国都道府県議会議長会に帰属する。
- (2) この要領に定める事項以外でデザイン提案競技実施のために必要な事項については、選定委員会で決定する。

10 書類の提出先及び問合せ先

全国都道府県議会議長会 議事調査部

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 5 階

【電話】 03 - 5212 - 9156

【E-mail】 gijichosa@gichokai.gr.jp